

昭和四十七年大蔵省令第二十三号

酒類用粗留アルコール等の関税割当制度に
関する省令

関税割当制度に関する政令第二条第五項の規定
に基づき、酒類用粗留アルコール等の関税割当制
度に関する省令を次のように定める。

(関税割当申請書)

第一条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六
年政令第五百十三号。以下「令」という。）第
二条第一項の関税割当申請書の様式は、別記様
式第一によるものとし、その提出部数は二通と
する。

(関税割当証明書)

第二条 令第二条第三項の関税割当証明書（以下
「証明書」という。）の様式は、別記様式第二に
よるものとする。

(証明書の有効期間の延長)

第三条 令第二条第四項ただし書の規定による証
明書の有効期間の延長を申請しようとする者
は、別記様式第三による証明書有効期間延長申
請書に当該証明書を添えて、その有効期間満了
前に、財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の申請書を受理した場合に
おいて、特に必要があると認めて証明書の有効
期間を延長したときは、当該証明書にその旨を
記入し、これを交付するものとする。

(証明書の分割)

第四条 令第二条第二項の規定により割当てを受
けた者が、その割当数量（この条の規定により
分割された割当数量を含む。）を分割し、その
分割した数量に応じて証明書（この条の規定に
より分割された証明書を含む。以下同じ。）の
分割を申請しようとするときは、別記様式第四
による証明書分割申請書二通に当該証明書を添
えて、財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の申請書を受理したとき
は、申請に係る証明書に代えて、分割した証明
書を交付するものとする。

(証明書の返納)

第五条 令第二条第二項の規定により割当てを受
けた者は、当該割当数量の全部の数量について
輸入を完了したとき、当該割当数量若しくは残
存数量（割当数量から割当てに係る貨物の輸入
数量を差し引いた数量をいう。）に係る貨物の
輸入を希望しなくなつたとき又は証明書の有効
期間の満了その他の事由により当該貨物の輸入
をすることができなくなつたときは、遅滞な

く、当該証明書を財務大臣に返納しなければな
らない。

(公表)

第六条 財務大臣は、前各条に規定するもののほ
か、関税割当申請書の提出の時期、提出先及び
添付書類その他手続きに関し必要な事項並びに
割当ての基準に関する事項について定め、公表
するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十二年八月二日大蔵省令
第六九号） 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令に
よる改正前の様式による用紙は、当分の間、こ
れを取り繕い使用することができる。

別記様式第一

(略)

別記様式第二

(略)

別記様式第三

(略)

別記様式第四

(略)